

議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、公開草案の公表に向けて残りの論点（「単体財務諸表に関する検討会議」での「のれんの償却」の論点等）について本日より議論を再開する旨の説明がなされた。次に、前田専門研究員より、これまでの経緯及び論点の再確認のために説明資料〔審議事項(2)〕に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

（のれんの減損テスト）

- ある委員より、適用初年度の期首に既に計上されているのれんや取得等により初めて認識されたのれんについては、重要性にかかわらず一度は減損テストを行うことが適切である旨の意見があった。これに対して事務局からは他からも同様な意見を受けているので再検討を考えている旨の回答があった。
- ある委員より、「のれんの額が重要である場合」に毎期減損テストを行う取扱いと、重要性の乏しいのれんは発生時に一括償却できる取扱いとの関係をどのように考えているかとの質問があった。これに対して事務局からは、今回の見直し対象は実務上の配慮等から重要性が高いのれんを想定している旨、及び重要性の判断指針について今後検討する予定である旨の回答があった。
- ある委員より、経過措置により適用初年度の期首で既存ののれんの減損損失相当額を減額した場合、過年度財務諸表の妥当性に問題が及ぶ可能性がないかとの質問があった。これに対して事務局からは、経過措置は減損の兆候の有無に関わらず減損テストを行うのに対して、現行の処理は兆候の有無により判断されるものであり手続が異なっている点や、減損会計は過去の時点に遡って将来を見積もることが困難である点も踏まえると、懸念される問題が生じる可能性は低いと考えている旨の回答があった。

（全部のれん又は購入のれんの選択適用）

- ある委員より、全部のれん又は購入のれんを IFRS が企業結合ごとに選択適用するのに対して、公開草案（現時点）では比較可能性の観点から会計方針として選択適用する取扱いとした具体的な理由について質問があった。これに対して事務局からは、企業結合ごとに選択適用できれば、のれんの発生状況に応じて企業に利益操作の余地を与え、比較可能性を損なう懸念があるため、継続適用を求めることとした旨の回答があった。
- ある委員より、全部のれん又は購入のれんを会計方針として取り扱うこととする場合、正当な理由による変更が生じるケースや全部のれん方式で測定することが困難なケースが実務上想定されるため、議論を整理しておくべきである旨の意見があった。これ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に対して事務局からは、検討する旨の回答があった。

(のれんの償却と関連論点)

- ある委員より、単体財務諸表に関する検討会議の状況も踏まえて、今後、のれんの償却・非償却を議論した結果、結論いかんでは他の論点に不整合が生じる可能性があるが、全体をスクリーニングし改めて議論を行うものと理解してよいかとの質問があった。これに対して事務局からは、関連論点については留意して検討を行う旨の回答があった。

(連結包括利益計算書の様式)

- ある委員より、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」での「2 計算書方式」における包括利益の表示について、「非支配株主に係る包括利益」と「親会社株主に係る包括利益」を内訳で区分表示（付記）する方法から、包括利益から「非支配株主に係る包括利益」を控除して「親会社株主に係る包括利益」をボトムラインとして表示する方法に変更する提案内容は、コンバージェンスの一環で現行の表示方法を採用した経緯を踏まえると、変更の必要性に疑念がある旨の意見があった。

以 上